

第 6 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年6月2日(金)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時30分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	欠	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 4番 西山 哲

21番 山口 満子

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	松林 豊
農地係	末吉 亜紀		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第23号	農地法第5条の申請について	(11件)
議案 第24号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第25号	農地法第3条の申請について	(10件)
議案 第26号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年11件)	
議案 第27号	農用の買受適格証明願(転用目的)について	(1件)
議案 第28号	平成29年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	(1,415件)
議案 第29号	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	(1件)

8. 報告事項

報告 第10号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
報告 第11号	農地の形質変更届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																								
議長	<p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は1名で、3番井手委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 西山哲 委員、21番 山口満子 委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、7つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第25号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 11件</td> </tr> <tr> <td>議案第27号</td> <td>農地の買受適格証明願（転用目的）について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>平成29年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>1,415件</td> </tr> <tr> <td>議案第29号</td> <td>平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第10号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> </table>	議案第23号	農地法第5条の申請について	11件	議案第24号	農地法第4条の申請について	2件	議案第25号	農地法第3条の申請について	10件	議案第26号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 11件	議案第27号	農地の買受適格証明願（転用目的）について	1件	議案第28号	平成29年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	1,415件	議案第29号	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	1件	報告第10号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件
議案第23号	農地法第5条の申請について	11件																							
議案第24号	農地法第4条の申請について	2件																							
議案第25号	農地法第3条の申請について	10件																							
議案第26号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 11件																							
議案第27号	農地の買受適格証明願（転用目的）について	1件																							
議案第28号	平成29年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	1,415件																							
議案第29号	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	1件																							
報告第10号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																							

議長	報告第11号 農地の形質変更届について となっております。 1件
議長	それでは、議事に入ります。 議案第23号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第23号 農地法第5条の申請11件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町地区です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町地区です。</p>

<p>事務局</p>	<p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、17番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページ、断面図が11ページになります。</p> <p>申請地は、二里町金武地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、18番になります。</p> <p>図面は、案内図が12ページ、字図が13ページ、土地利用計画図が14ページ、平面図が15ページ、断面図が16ページになります。</p>
------------	---

事務局	<p>申請地は、二里町金武地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅及び作業場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、19番になります。</p> <p>図面は、案内図が17ページ、字図が18ページ、土地利用計画図が19ページになります。</p> <p>譲受人が農業用倉庫及び資材置場を設置するための申請です。</p> <p>すでに、農業用倉庫及び資材置場として利用していたことについて、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>
-----	---

事務局	<p>続きまして、議案の 1 ページ、20 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 20 ページ、字図が 21 ページ、土地利用計画図が 22 ページになります。</p> <p>申請地は、二里町内の馬場地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場及び庭を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、21 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 23 ページ、字図が 24 ページ、土地利用計画図が 25 ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺</p>
-----	--

事務局	<p>他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、22 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 26 ページ、字図が 27 ページ、土地利用計画図が 28 ページ、断面図が 29 ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町大川原地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 1 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のイの (ア) の b、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、23 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 30 ページ、字図が 31 ページ、土地利用計画図が 32 ページ、平面図が 33 ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町福野地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい</p>
-----	--

事務局	<p>ない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、24番になります。</p> <p>図面は、案内図が34ページ、字図が35ページ、土地利用計画図が36ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町小黒川地区です。</p> <p>譲受人が、資材置場を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のかの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のかの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、25番になります。</p> <p>図面は、案内図が37ページ、字図が38ページ、土地利用計画図が39ページ、断面図が40ページになります。</p> <p>申請地は、木須町地区です。</p> <p>譲受人が、採石場を拡大するための申請です。</p>
-----	---

事務局	<p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第23号 農地法第5条の申請11件については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条15番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>15番の件でございますけども、案内図が1ページになります。この〇〇さんの土地の件でございますけども。この方が、遠方にお父さんがおられまして、管財人が福岡の司法書士さんの方でやられております。それで、〇〇〇〇さんというのが子供さんですけども、後見人ということになられておりまして。難しいことがあったんですけども、そこをクリアして、今、書類も全部こちらの方に揃って出してあります。農業する上ではほとんど、街の中ですので、今はもうほとんど関係ないと思っております。生産組合長さん、それから私の区長、農業委員ということで捺印をしたところでございます。よろしくご審議ください。</p>
議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>案内図の方が4ページになります。脇田の交差点から北の方に上がりまして、商業近くの所に橋がありますけれども、そちらの方</p>

担当委員	<p>を右折されまして、100m入ったところの右でございます。この土地は〇〇〇〇さんの土地でございますけれども、息子さんが家を建てたいということでおみえになりました。4月26日。3世代家庭で今現在住まれておりまして、お孫さんまで入れると8人ぐらいで住んでいらっしゃると思いますので、なかなか手狭ということで、新しく家の前の畑の方に造るということでみえました。こちら先程申しましたとおり、もう街の中でほとんどここより狭い田んぼも残っていないようなところで。生産組合長さん並びに私の区長、農業委員ということで捺印をしたところです。よろしくご審議ください。</p>
議長	<p>16番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、17番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>〇〇〇〇さんは、金武の方で、セラミック道路が通るわけですよね。その関係で立ち退きになって、自分の田んぼに家を新しく建てたい。それは来年、再来年くらいになるのじゃないか、と言いましたが、2年間早く埋めておいて固めたが良いのでということで、申請を持ってこられました。別に問題ないと思うのでご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>17番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、18番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この人も一緒です。さっきとですね。この人達二人は2m以上、ちょっと埋め立てないといけないので、ということで。早めに埋め立てたいという話です。別に問題はないと思いますので、審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>18番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、19番について担当委員である私の方から説明をします。</p> <p>案内図は17ページ、18ページ、19ページに準備していただいております。これは先程事務局から説明していただきましたけども。もうずっと前からですね、造ってある農業倉庫の申請分です。17ページの申請地と書いてあるところの、もうちょっと右に県道を行ったら、その県道の上の方にキュウリの団地。それと申請地から左へ行ったらハウスがあるんですね。これがずっとあの黒川の西部の方に行く、塩屋大曲線なんですけど。これもまたずっと左の方へ行ったら、ハウスが畑川内公民館のすぐ近くにキュウリの団地があります。申請自体が起案1ページに、書いてありますように、譲受人の方々がですね。農業倉庫を、昔、農地じゃないと思って、地主さんに相談をされて、もう40年以上前ですかね。そして、何年か前の地籍調査の時に、農地のまんまだったということですね。御相談を農業委員会の方にされておりました。今回やっと申請があがってですね、始末書付きになっておりますけれども。県道があって、このところは歩道が広い感じですね、その横にちっちゃな倉庫を造ってあります。区長さんと生産組合長さんには話を確認をさせていただきました。御審議の方よろしくをお願いします。</p>
議長	<p><なし></p> <p>続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>20ページを見てもらうとわかりますが、〇〇さんが、もう10年くらいなりますかね。一人暮らしで亡くなられてまして、その人のあとを〇〇さんが家を取り壊して新築したい。そうしたら、そ</p>

担当委員	の時、市道拡幅で土地が狭くなったもので、駐車場がない。ということで、前にちょうど畑があったものですから。この土地を買って駐車場にしたいということです。べつに問題はありませんので、審議よろしくをお願いします。
議長	20番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、21番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	5月6日に自動車整備工をされている〇〇〇〇〇さんが、駐車場を造りたいからということでみえられました。現地は国道204号線の大和舗道の前の信号から、右へ入って、食鳥センターへ向かって200m程行ったところで、右側のところで、妙法院の横になります。隣接の承諾もあり、区長さん生産組合長さんの印鑑もありましたので、私もサインしました。どうぞよろしくご審議ください。
議長	21番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、22番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	案内図は26ページです。南波多町大川原地区です。大川原公民館が新しく建っておりますが、その横に、水田がございます。その一部を駐車場にしたいということで、先々月ですか、区長さんの方からお願いがありました。べつに問題はないなということで、捺印をしたところでございます。よろしくお願い致します。
議長	22番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、23番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇〇〇〇さんの土地を〇さんが買われる、ということで、土地家屋調査士の〇〇さんがお見えになりまして、一般住宅を〇さんが

担当委員	<p>建てたいとのことで、申請書を出したいのでよろしくお願いします。ということでいらっしゃいました。以前に、この土地につきましては、太陽光というような話もございましたが、たち切れになってたところでございます。地区の区長さん、生産組合長さんの印鑑も捺印されておりましたので、私も承諾印を押したところでございます。御審議ください。</p>
議長	<p>23番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、24番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所はですね、椿原から黒川小学校の前の辺りに抜ける道路なんですけど。そこに〇〇〇〇さんが工場を建てております。その下のところにですね、今、休耕田がありまして、そこに資材置き場を設置したいという話を、5月14日に現地を見に行きまして、生産組合長さん区長さんの印鑑もありまして、問題ないでしょうということで、私も承諾を致しました。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>24番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、25番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>平山地区ということなんですけど、大字が木須となっておりますので、私のところに〇〇〇〇の工場長が見えまして、採石場の確保の為に、〇〇〇〇さんの土地を買い求めたいということで、ありまして。私も仕事柄、時々採石場に行きますけど、いたって何の問題もないので、許可の印鑑を打ちました。どうぞよろしくお願いします。</p>
議長	<p>25番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p>

議長	<p>無いようですので、議案第23号 農地法第5条の申請11件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第24号 農地法第4条の申請2件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図が41ページ、字図が42ページ、土地利用計画図、断面図が43ページになります。</p> <p>申請地は、二里町金武地区です。</p> <p>申請人が、農業用倉庫及び資材置場を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、7番になります。</p> <p>図面は、案内図が44ページ、字図が45ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町古川地区です。</p>

事務局	<p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>なお、申請人が既に植林をしていたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第24号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは、〇〇〇〇〇〇というところは、先ほど5条で〇〇さんが埋められて家を建てられるということでしたが、その〇〇さんと、〇〇〇〇さんの間に少しばかり土地があって、倉庫を持ってないので倉庫を建てようということです。べつに問題無いと思いますので審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>案内図は44ページですね、南波多町笠椎。地区は笠椎ですけども字は古川になってます。ここはですね、実は、他の場所がですね、非農地の事前通知を受けたのですが、その通知を受けて、ここ土地が受けてなかったなので、もう植林して農地じゃないですよ</p>

<p>担当委員</p>	<p>と農業委員会に言ってこられたそうですね。そうしたら、ちゃんとした手続きをしてくださいと言われて、私のところに〇〇〇〇さんの息子さんがみえられました。そういうことで、すでに植林をされておりまして、始末書も添付されておるようでございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第24号 農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第25号 農地法第3条の申請についてになりますが、37番、38番、39番につきましては、8番の〇〇委員が申請人である事案となります。</p> <p>41番につきましては、5番の〇〇委員が申請人である事案となります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、まず、37番、38番、39番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>8番の〇〇委員は退席をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第25号農地法第3条の申請37番、38番、39番について説明します。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>37番から39番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p>

事務局	<p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請37番から39番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請37番から39番について、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、8番の〇〇委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>続きまして、41番にうつります。</p> <p>5番の〇〇委員は退席をお願いします。</p> <p>それでは、41番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第25号農地法第3条の申請41番について説明します。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請41番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請41番について、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質</p>

議長	<p>問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、5番の〇〇委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>続きまして、32番から36番、40番にうつります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の申請32番から36番、40番について説明します。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請32番から36番、40番については一括審議となっておりますので、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第25号農地法第3条の申請10件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第26号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 2 6 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 1 1 件について、御説明します。</p> <p>議案の 5 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 9 名、貸付人が 1 1 名で、面積は、田が 29,842 m²、畑が 100 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで、申出書を 6 ～ 1 2 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上 1 1 件です。</p>
議長	<p>議案第 2 6 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 1 1 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 2 6 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 1 1 件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 7 号農地の買受適格証明願（転用目的）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 7 号農地の買受適格証明願 転用目的についてご説明します。</p> <p>議案は 1 3 ページです。</p> <p>図面は、案内図が 4 6 ページ、字図が 4 7 ページ、土地利用計画図が 4 8 ページになります。</p> <p>佐賀地方裁判所武雄支部が行う入札に際して、物件の公簿地目が田であり、入札の参加資格として県知事による転用目的の買受適格証明が必要となるため申請が出ています。</p>

事務局	<p>転用目的は、太陽光発電設備の建設であり、申請地は第2種農地ということで県の確認をとっています。転用の許可基準から判断して問題ないと思われます。</p> <p>この議案については、農業委員会の承認を受けた後、農地の転用と同じく県へ進達することとなります。</p> <p>議案第27号農地の買受適格証明願（転用目的）については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、議案第27号農地の買受適格証明願（転用目的）について、御意見、御質問はございませんか。</p>
7番委員	<p>いいですか？</p>
議長	<p>はい。</p>
7番委員	<p>太陽光パネルということですけど、その近くの住民の方々の許可とか、認可とか、そういうものは必要ないんでしょうか？必要ないということであっても、その住民の方が太陽光は不当だなというような、そういう権利の主張はできないんですか？</p>
事務局	<p>隣接している農地所有者の方の承諾は貰っていただいています。が、宅地とか、農地以外の方の部分については、まだ、承諾とかお話はたぶんされていない状況なんです。これは買受、入札を行う際に、資格があるかという証明ですので、実際、転用となった際には同じように5条の転用の申請が必要となりますので、その際にお話をしていただいて、また新たに出していただく必要がある、というふうになります。</p>
7番委員	<p>今じゃなくても、その時に近隣の住民の方の反対があれば、太陽光パネルは建てられない、造れないというふうなことなんですかね？</p>
事務局	<p>前回のドッグランの時と同じ考え方で、近隣の方の反対とかというのが法定の添付書類とはなっていないので、営農上で支障と</p>

事務局	かその辺の方が問題になるかなと思います。
7 番委員	営農上は問題なくてでも、環境とか、地区住民の方々が非常にあ れは眩しくって、とかって、そういう主張はできないということ を今おっしゃってるんですかね？あえてここに太陽光パネルと 書いてあるものですから、周りの住民の方はどうなのかなと思っ て。
事務局	この前のドッグランと同じような形にどうしてもなってしま うんですが、その辺は、転用を実際に許可とか受けられる前に話を していただくしかないかなとは思っています。
7 番委員	いわくつきの物件みたいなんですけども、こういうのを地方裁判 所が落札させるということ、その行為のところに、太陽光パネル なんてのがあった時には、地区住民から反対を受けるかもわかり ませんよ、なんていうところは、まだこの状況では伝わらないん ですね。いわくがありそうですものね、これは。
事務局	この申請地については、以前からいろいろお話があっているとい うのは、話を聞いていますけれども。
7 番委員	だから〇〇さんという方が落札されたということはいいいんです けども。この人が落札するにあたって太陽光パネルなんてのは、 到底、地区住民の反対を受けますよ。なんていう話はない んですね？
事務局	まだ落札までは。
7 番委員	それをやらないと、先だっのドッグランみたいな件になりませ んか。
事務局	落札、今、入札の期限が6月の末くらいですので、入札の際に必 要な証明書、ということですので、落札をされたわけではないで す。

7 番委員	落札される前に、そういう、〇〇さんという予定をされている方に、地域の人達の反対がどうだというのを、知らせなくていいんですか。同じことを繰り返すんじゃないですか。これは。
20 番委員	これは、業者がですよ。私のところに印鑑をもらいに来たわけですね。中通地区で。それも、隣接者、生産組合長、区長の印鑑が押してありましたので、その話はもう済んでいるものだろうと思って私も承諾印を押したんですけどね。
7 番委員	そうなんですね。
20 番委員	ここで、みんな一戸一戸から賛否を聞けというわけにもいかなかったものですから。
7 番委員	生産組合長さん、区長さん。もう地区住民の方の、同意はいらんやったということですね。もう出ないでしょうかね、そういう問題がね。
20 番委員	実際、黒川の辺りでも付いているのを見れば、太陽光線で眩しい時もありますものね。車で行っていて、ビクッとするような。どれくらい高くしろとか、そういう決まりもないものね。
7 番委員	わかりました。じゃあ、次の農業委員さんに。この辺りは十分に気を付けて見守っててください。
議長	他にないですか。 <なし> 議案第 27 号農地の買受適格証明願について、意見をいただきましたが、承認いただいたということで、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第 28 号平成 29 年度第 1 回農地法第 2 条第 1

議長	項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第28号平成29年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、説明をいたします。</p> <p>議案は、別冊1ページから41ページの非農地通知一覧表になります。</p> <p>昨年8月から9月にかけて実施しました利用状況調査において、農業委員さんに現地を見ていただき、荒廃していて農地として復元することが困難な状況の、非農地と判断された農地が1,487筆、1,201,996㎡ありました。</p> <p>その農地所有者に対して、今年4月に、非農地の事前通知書を送付しています。そのうち、72筆、84,408㎡に関しては、農地に戻す等の申し出があっており、その筆を除いて、今回、別冊1ページから41ページ、1,415筆、1,117,588㎡、約110haを非農地として議案に上げさせていただいております。</p> <p>この議案につきましては、農業委員会の承認を受けた後、非農地通知書を発送する流れとなります。</p> <p>議案第28号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、以上になります。</p>
議長	議案第28号「平成29年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」御意見、御質問はありませんか。
11番委員	一つだけいいですか？

議長	どうぞ。
11 番委員	これですよ、地目が畑じゃないですか。これを雑種地、原野、林地。何にするんですか。非農地の通知が行くでしょう。そしたら、これも、個人的には何でもいいんですかね？
事務局	地目ですね、登記簿上の地目についてはですね。御本人さんで6月に発送する非農地通知を、法務局に持っていただいて、そこで地目変更の手続きを本人さんでしていただくようになる、登記簿上の地目はですね。ただ、農業委員会での農地台帳の中には農地として扱わない、ということになります。
11 番委員	そしたら、個人で申請をしない限りはそのまま法務局は農地。
事務局	そうです。法務局の方での登記簿の地目は、あくまでも御本人さんで変更していただく、ということになります。されなければそのまま。田とか畑とか残るような形ですね。ただ、農業委員会で管理する農地台帳上からは、農地からは外れます、ということで、農地法の縛りはなくなります。
11 番委員	そしたらですよ、農業委員会として、早く地目を変更してください、と言った方がいいの？
事務局	そうですね。一応、窓口に来られたり電話とかで問い合わせがあった時にはそのようにお伝えしてます。
11 番委員	たぶん、個人個人で言ってくると思う。非農地と言ってきたけどどうするの。と言うと思って。
事務局	そうですね。その時にはですね、地目の変更は御本人さんでしていただくということで、お願いします。
20 番委員	これは、みんなにやってるの？
事務局	事前通知を4月に送らせていただいて、そして本通知をこの農業

事務局	委員会の承認を受けて6月12日に発送する予定で準備してま す。
20番委員	うちの方にも何人かは私の方に来て、どうすればいいの。と言わ れたので。あー、もうこれは農業委員会の事務局に聞きなさい、 と言って。
事務局	はい、それで、よろしくお願ひします。対応したいと思つてます。
20番委員	なんて言つてこられないのはもう、しないでおつておこう。とい う、いくらかいらっしゃるかもね。
23番委員	農地から外れるとなるとですよ。税務課の課税がですね。来るわ けですけども、その分については来年からこないということ、 外れるということ、でいいですね？
事務局	税務課の方の固定資産税の方なんですけども。固定資産税の方は 現況主義なので、そのまま農地で残つてゐる部分もあれば、もう雑 種地とかに課税が変わつてゐる場合もありまして。その辺はです ね、税務課に確認をしてください。というふうに本人さんにはお 伝えをして、ただもう上がることはほとんどないので。それと、 税務課の方にも非農地のこのリストを出すようにしてゐます。税務 課の方と、法務局の方にですね。
2番委員	税金はあんまり変わらない。いくらも変わらない。
事務局	そうです。
2番委員	かえつてさ、雑種地なんかにするとかえつて高くなるのです よ。けっこうあがる。なので、原野なり林地にしないと。雑種地 は駐車場なんかも雑種地なので、ごうつとあがる。
11番委員	去年はですね、けっこう、問題を言つてこられる人がおられたけ れど、今年はある言つてこられないですね4月に出したん

11 番委員	ですよね。
事務局	はい。4月に事前通知を送ってます。
11 番委員	あんまりこっちが来たろう来たろうと言っていったら、ずっと言ってくる。
議長	<p>その他に御意見等はないでしょうか？</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第28号「平成29年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」は議案のとおり決定し、非農地通知書を発出します。</p>
議長	<p>続きまして、議案第29号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御説明します。議案は別冊になります。</p> <p>平成28年度から様式が変更されており、昨年度と調査項目や表示順が一部変わっており、HP等による農業者からの意見徴収は不要となっております。</p> <p>平成28年度の活動の点検・評価から説明いたします。</p> <p>農業委員会の適正な事務実施に基づき、昨年5月に平成28年度目標達成に向けた活動計画を掲げていたものに対する評価となります。</p> <p>1ページ左からです。</p>

事務局	<p>I 昨年度末 29 年 3 月 31 日の農業委員会の状況です。</p> <p>1 農業の概要から説明いたします。</p> <p>1 段目の農地面積について</p> <p>耕地面積については、耕地及び作付面積統計における耕地面積に基づき記入する事となっており、田が 2,790ha、畑が 903ha、計 3,690ha が耕地面積になっております。</p> <p>経営耕地面積は、2015 農林業センサスに基づき記入をするようになっており、経営耕地面積は田 2,059ha、畑 589ha、計 2,648ha となります。2015 農林業センサスにおきましては普通畑と樹園地と牧草地と分かれているため内訳も記載しています。</p> <p>遊休農地面積は、農業委員会で把握し、国・県へ報告をしている数値です。田が 16ha、畑 19ha、計 35ha です。</p> <p>農地台帳面積は、農業委員会が持っています農地台帳面積を用いています。田 3,029ha、畑 1,893ha、計 4,922ha です。</p> <p>2 段目の農家戸数等です。</p> <p>左の表の総農家数・自給的農家数・販売農家数、真ん中の表の農業就業者数については、2015 農林業センサスに基づいております。</p> <p>経営数・経営体数になりますが、農業委員会調べとなっておりますが、市農業振興課よりいただいております。認定農業者 231 経営体、基本構想水準到着者 147 経営体、認定新規就農者が 7 経営体、集落営農経営の集落営農組織が 7 経営体となっております。</p> <p>2 農業委員会の現在の体制となります。現在、農業委員会は旧制</p>
-----	---

事務局	<p>度に基づくものとなっております。任期満了年月日が平成29年7月19日となります。本農業員会においては、選挙委員が18名、選任委員につきましては、農協推薦1名・共済推薦1名・土地改良区推薦1名・議会推薦2名の計5名、合わせて23名となります。認定農業者として農協1名、土地改良1名の計2名、女性は議会推薦2名となります。</p> <p>1 ページ右です。</p> <p>Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化です。</p> <p>1 現状及び課題では、管内の農地面積が3,710ha、これまでの集積面積が1,157ha、集積率が31.18%でした。平成28年度の集積目標①は、1,164haとしておりましたが、集積実績②は1,083haとなっており、達成状況は93.04%となっております。新規実績だけで行きますと15ha、これまでの集積面積1,157haと合わせますと1,172haと目標を超えているのですが、集積面積が担い手への集積するものとなっているため、認定農業者の減少に伴い集積面積も減少しております。</p> <p>2 ページ左になります。</p> <p>Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、</p> <p>1 現状については、平成25年度の新規参入者数が2経営体、取得した農地面積は1.4ha、平成26年度の新規参入者数が6経営体、取得した農地面積は2.3ha、平成27年度の新規参入者数が3経営体、取得した農地面積0.3haとなっております。課題としては、資金調達や消費者の確保としております。</p> <p>2 平成28年度の目標では、3経営体参入目標面積を1.3ha</p>
-----	--

事務局	<p>としておりましたが、実績は2経営体参入面積が1.1haと目標は達成できておりません。</p> <p>昨年度から継続して1件の新規就農の相談を受けています。</p> <p>このほか相談はあるものの、中々新規就農には繋がってはおりませんが、今後も県や関係機関と組織しております新規就農相談会において、支援、情報提供等を行っていきます。</p> <p>2ページ右になります</p> <p>IV遊休農地に関する措置に関する評価ですが、</p> <p>1現状では、農地面積3,735.6ha、遊休農地25.6ha、割合は0.68%でした。</p> <p>解消目標を13haとして、夏に農業委員さん行っていただきました利用状況調査を基に、その後、利用意向調査を行い、4.6haについては解消いたしておりますが、残りにつきましては、農地中間管理機構を利用し、解消となるよう努めております。</p> <p>目標達成に向けた活動は、農地の利用状況調査を6～9月に調査員数実数38人で行い、調査結果取りまとめを10月～3月に行いました。</p> <p>3ページ左です</p> <p>V違反転用への適正な対応です。</p> <p>現状及び課題は、伊万里市では違反転用は把握していないという事で例年0haという報告をしております。</p> <p>しかしながら、28年度の実績としましては実績2.7haの農地転用において始末書案件となっております。</p> <p>今後も転用届出の必要を周知していきます。</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>3 ページ右です</p> <p>Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検</p> <p>1 農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数は79件、不許可は0件となっております。処理期間は平均24日となっております。</p> <p>2 農地転用に関する事務ですが、1年間の処理件数は67件、すべて許可案件となっております。処理期間につきましては、受理日から平均21日で処理されております。</p> <p>4 ページ左です。</p> <p>3 農地所有適格法人からの報告への対応</p> <p>前年度と同様、管内の農地所有適格法人数は5法人、うち報告書提出法人数は5法人という事で督促など行った法人はありません。</p> <p>4 情報の提供等ですが、</p> <p>賃借料情報の調査・提供は、3月に303件を調査しました賃借料情報は、事務局または市ホームページで提供しております。</p> <p>農地の権利移動等の状況把握でございますが、昨年度1年間農地の権利移動が行われて件数は1,373筆となっており、市ホームページで提供しております。</p> <p>その取りまとめにつきましては29年4月の農業委員会で報告しており、5月に修正をかけたものを再度報告しております。</p> <p>農地基本台帳の整備になりますが、整備対象農地面積につきましては、29年3月末で4,922haのデータ更新を行っております。</p>
------------	--

事務局	<p>4 ページ右です。</p> <p>VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については該当はありませんでした</p> <p>VIII事務の実施状況の公表等</p> <p>議事録については、事務局で作成し、事務局、市民サービス係、市民図書館で閲覧可能としております</p> <p>農地利用等最適化推進施策については、意見なし</p> <p>活動計画の点検公表は、市ホームページで公表しております。</p> <p>以上が平成28年度の活動の点検・評価となっております。これはホームページ等で公表していきます。</p> <p>5 ページ左になります。</p> <p>平成29年度の目標及び達成に向けた活動計画となります。</p> <p>農業委員会事務の公表をするもので、先ほど話しました平成28年度の活動の点検・評価も今年のこの計画に対して評価したものです。</p> <p>I 29年4月1日現在の農業委員会の状況ですが、</p> <p>1 農家・農地等の概要、2 農業委員会の現在の体制につきましては、1 ページ左で説明しました内容と順番は違いますが、同じでありますので省略させていただきます。</p> <p>5 ページ右です</p> <p>II 担い手への農地の利用集積・集約化ですが、</p> <p>1 現状については、2 ページ右中ほどで説明しましたが、これま</p>
-----	--

事務局	<p>での集積面積が1, 083haとなっております。</p> <p>課題として、中山間地域の農地の集約が難しいとの事としております。</p> <p>2 平成29年度の目標及び活動計画ですが、目標の集積面積を1, 093ha、うち新規集積面積10haとし、現在集積している面積を減少させないよう担い手で維持しながら、新規は1%の増を目指して、利用権の再設定や農地中山間管理事業の活用していくものとしております。</p> <p>Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、</p> <p>1 現状及び課題については、2ページ目左で報告したものと同じですので省略させていただきます。</p> <p>2 平成29年度の目標及び活動計画については、参入目標数2経営体・参入目標面積1.0haとし、県や関係機関と作る新規就農相談会を活用して、新規就農者の確保に努めます。</p> <p>6ページ左です</p> <p>Ⅳ遊休農地に関する措置です。</p> <p>1 現状の管内の農地面積3,725ha、これは、5ページ左の耕地面積3,690ha、と遊休農地面積35haの合計面積を計上しております。遊休農地率は0.93%となります。</p> <p>課題としては、高齢化による労働力の不足と条件不利地の耕作放棄としております。</p> <p>2 平成29年度の目標及び活動計画となりますが、遊休農地の解消面積12haとしております。これは、2ページ右の真ん中に記載しておりますが、昨年度利用意向調査で行った調査面積12.5haを基にしているものです。</p>
-----	---

事務局	<p>活動計画になりますが、今年も農地の利用状況調査を行います が、調査時期4月～9月、調査結果取りまとめを10月～3月、 実施時期を11月、調査結果のとりまとめを1月～3月としてお り、平成28年度と同じスケジュールとしております。国から、 調査時期は9月まで、実施時期は11月までに終わる計画を立て なさいと指示が出ております。</p> <p>IV違反転用への適正な対応ですが、 伊万里市においては、例年、違反転用面積は0haとし、事前に 把握していないと報告しております。</p> <p>以上が平成29年度の活動計画です。 平成28年度活動点検・評価及び平成29年度活動計画ともに、 6月中の農政局への提出となっており、市HPにも掲載します。 説明については、以上です。</p>
議長	<p>議案第29号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動 の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動 計画について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案についての審議は以上になります。 続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第10号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局 から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号農地法第18条第6項通知の受理3件について御 説明します。</p> <p>議案は14ページを御覧ください。</p>

事務局	<p>19番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後はすでに転用されておりました、今回、4条を上程しております。</p> <p>20番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は農地中間管理事業を利用して別の人に貸借される予定です。</p> <p>21番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は、転用されるということです。</p> <p>報告第10号については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第10号農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第11号農地の形質変更届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号 農地の形質変更届出1件について御説明します。</p> <p>議案は、15ページの5番になります。</p> <p>図面は、案内図が49ページ、字図が50ページ、土地利用計画図が51ページ、断面図が52ページになります。</p> <p>申請地は山代町東分地区です。</p> <p>嵩上げして、畑として効率的な利用を図るための届出です。</p> <p>報告第11号については以上1件です。</p>

議長	<p>5番について御質問はございませんか。</p> <p>5番について担当委員さんの方から補足説明をしてください。</p>
担当委員	<p>ここは山代の東分で中山間の所ですけど。地すべりがですね、ちょっと問題になっております。今回、地すべり対策で工事を今しておりますけれど、その残土処分に、あちこち処理をされておりますけれども、その近くに畑がですね。道路より下がってるところで、ここにお願いしたいということで御相談に来られました。御審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員さんの方から詳しく説明をしていただきましたけれども、この5番について御質問等がございましたら、お願い致します。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第6回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>